**Ｎｏ．６８３【２０２５年１２月１９日配信】**

## 生類憐み政策とクマ（担当：工藤大輔）

みなさん、こんにちは。室長の工藤です。

今年は青森県内のクマ出没情報が例年より多く伝えられています。青森県のホームページによると、1 月 1 日～12 月 14 日のクマの出没件数は 2,895 件で、昨年より 2,189 件多いといいます。

さて、江戸時代、とくに第５代将軍徳川綱吉政権下における生類憐み政策の時代、弘前藩領では「元禄飢饉」として知られる元禄８年（1695）から翌年にかけて、クマによる領民の人身被害が多く報告されています。とくに、元禄９年の駒籠山では周辺の 10 を超える村（いずれも現青森市内）にクマ被害による深刻な影響が出ています。

弘前藩領では「熊を獲る者のほとんどは猟師（マタギ―工藤注）であった」といわれていますが（村上一馬「弘前藩の猟師と熊狩り」）、この両年のケースでは基本的に藩庁から足軽が鉄炮打として派遣されていました。一方、クマが村里に出没した場合、村人はクマを打ち殺すことはできません。ではどうすればいいかといえば「大勢ニ而追払」と藩庁は指示しています（「国日記」元禄８年７月 11 日条）。ですから、領民がクマを殺すと処罰の対象になったのです。

たとえば、元禄５年には石田坂村（現五所川原市）の庄屋がクマを殺し、藩庁から「村預」の処分を受けました。また、人を襲う動物はクマだけではありません。

宝永元年（1704）７月２日、油川組新田村（現青森市）の百姓弥三郎の孫まつ（19 歳）が、農作業中にオスのオオカミに襲われました。この時まつは持っていた熊手でオオカミを殴り、オオカミは「左之目玉ぬけ出申候」（「国日記」宝永元年７月９日条）となり、その後死亡しました。この頃、周辺の村でもオオカミの人身被害が出ていて、男性がふたり亡くなっていました。まつのケースも熊手で応戦できなければ命を落としていただろうとみられています。そして、まつもやはり「村預」の処分を翌年１月まで受けることになりました。

領民によるクマ・オオカミ殺しは、一定期間の「村預」となったようです。

さらに、元禄４年７月末には石田坂村・戸沢村（ともに現五所川原市）の人々によるクマ殺しの報が藩庁にもたらされました。領民によるクマ殺しは「村預」が基本で、このケースでも適用されます。しかし、加えて「肉を食べた」ことが発覚し、幕府に報告となりました。そして約１月半後に処分が決定となります。

主犯格の人物は新島へ流罪、家族は津軽領外へ追放、その他２人は津軽領外へ追放、家族は村からの追放となりました。流罪になった人物は一旦江戸へ護送されることになりますが、その費用は村の領民たちの負担でした。罪が許されたのは約 19 年後の宝永７年１月―徳川綱吉の没後１年のことでした。